

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年5月8日
発信課	観光課
担当者	橋本 敦
連絡先	電話 0166-25-7168
	FAX 0166-26-8585
	E-mail kankou@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	
発表項目	旭川市ホテル・旅館業事業者緊急支援金を交付します
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>新型コロナウイルス感染拡大等に伴い、著しく需要が落ち込んだ宿泊施設を営む事業者に対し、滞在観光の受け皿の維持を図ることを目的として、旭川市内の事業継続に向けた経費の一部を補助する「旭川市ホテル・旅館業事業者緊急支援金」を交付します。</p> <p>○交付対象者 次のいずれかに該当する方を対象とします。 ・旭川ホテル旅館協同組合加盟事業者 ・旭川市内で旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む方のうち、第3条第1項による営業の許可を受けている事業者 ※風営法に規定する営業事業者、研修や福利厚生を主とした旅館・ホテル営業事業者、簡易宿所や下宿の営業事業者は対象となりません。</p> <p>○交付要件 令和2年3月及び4月の各月売上額が前年同月と比較して50%以上減少していること。 ※令和2年3月及び4月の各月売上額が前年同月と比較して減少し、かつ、5月1日から10日までの売上額が前年同月日と比較して50%以上減少している場合も対象となります。 ※事業の継続が1年未満の事業者は別途交付要件があります。</p> <p>○支援額 基本額：30万円 加算額：客室数が10室を超える場合は1室につき1万円 上限額：一事業者における上記基本額と加算額の合計が200万円を超える場合は200万円を上限額とします。 ※現に営業を休止している事業者へは、令和2年度内に営業が再開された後に交付します。</p> <p>○申請方法 観光課宛てに郵送 ○申請受付期間 令和2年5月11日(月)～6月30日(火)</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 チラシ (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

# 旭川市ホテル・旅館業事業者緊急支援金 (概要)

新型コロナウイルス感染症拡大により経営に甚大な影響が出ているホテル・旅館を営む事業者に**緊急支援金**を給付します。

## 対象事業者

次のいずれかに該当する方を対象とします。

- ①旭川ホテル旅館協同組合加盟事業者
- ②旭川市内で旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む方のうち、同法第3条第1項による営業の許可を受けている事業者

※ただし、次に該当する事業者は対象となりません。

- ・風営法第2条第6項第4号に規定する営業（社会通念上、これに相当する営業を含む）を営む者
- ・旭川市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者
- ・研修や福利厚生を主とした旅館・ホテル事業者、簡易宿所営業及び下宿営業事業者

## 交付要件

- 令和2年3月及び4月の各月売上額が前年同月と比較して**50%**以上減少していること

※上記にかかわらず、令和2年3月及び4月の各月売上額が前年同月と比較して減少し、かつ、同年5月1日から10日までの売上額が前年同月日と比較して50%以上減少している場合も対象となります。

※事業の継続が1年未満の事業者や売上額の比較が困難な事業者は別途交付要件があります。

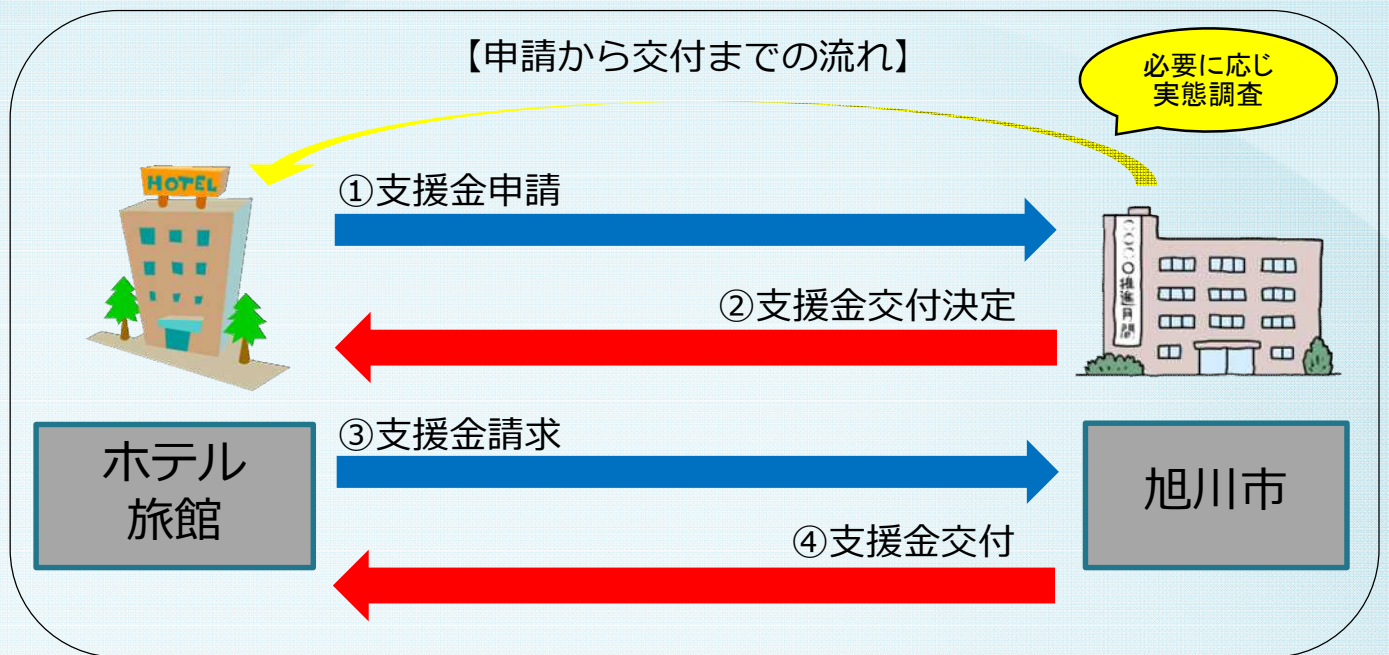
## 支援額

- 基本額：**30**万円
- 加算額：客室数が10室を超える場合は1室につき**1**万円
- 上限額：一事業者における上記の基本額と加算額の合計が200万円を超える場合は、**200**万円を上限額とします。

※現に営業を休業している事業者へは、令和2年度内に営業が再開された後に交付します。

支援金申請の手続は裏面をご覧ください

# 旭川市ホテル・旅館業事業者緊急支援金 (手続きご案内)



## 申請受付期間

令和2年5月11日(月)～令和2年6月30日(火)

## 申請方法

郵送(郵送先は下記のとおり)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送のみの受付とします。

## 提出書類

- (1) 旭川市ホテル・旅館業事業者緊急支援金交付申請書
  - (2) 旅館業の許可を受けたことがわかるものの写し
  - (3) 帳簿など交付要件を満たしていることが確認できる書類の写し
  - (4) 誓約書兼同意書
  - (5) 振込先口座の情報が確認できる通帳等の写し
- ※市から交付決定があった後に請求書を提出いただきます。  
※上記のほか、審査等のために、別途関係書類を求める場合がありますので、ご承知ください。

## 問合せ先 (郵送先)

〒070-8525  
旭川市5条通7丁目旭川フードテラス2階  
旭川市観光スポーツ交流部観光課  
電話(0166)25-7168《平日8:45～17:15》